



税務リスクの軽減

J-CFC税制に対する税務調査の状況①

- J-CFC税制に関する税務調査により指摘を受けるケースが年々増加しております
- J-CFC税制に関する税務訴訟において納税者側が敗訴するケースも増加しております

J-CFC税制関連の報道内容等

- 2024年6月3日「日本経済新聞」 R社 税制に阻まれた海外買収 仏半導体へのTOB中止

R社が仏半導体企業の買収を中止した。租税回避を防ぐための「タックスヘイブン対策税制」が適用されて税負担が増える懸念を回避した

- 2024年7月18日「日本経済新聞」 N社 最高裁逆転敗訴 50億円課税確定 租税回避巡り最高裁判決

海外関連会社の所得にタックスヘイブン(租税回避地)対策税制を適用したのは不当として、N社が国に約50億円の課税処分の取り消しを求めた訴訟で、N社の逆転敗訴が確定した

- 2024年8月29日「日本経済新聞」 T社 96億円申告漏れ オランダ子会社巡り

セキュリティ大手のT社が東京国税局の税務調査を受け、タックスヘイブン対策税制に基づき日本で計上すべきオランダ子会社の所得を申告しなかつたとして、東京国税局から2022年12月期までの3年間で計約96億円の申告漏れを指摘された

J-CFC税制の税務調査の傾向

- J-CFC税制の税務調査は、コロナ禍の影響もあり、申告書に記載された数字の不合など簡単な調査が多数でした
- 国税当局はJ-CFC税制に関するノウハウを蓄積しており、申告書作成対象会社以外の外国法人の情報の詳細確認やペーパー・カンパニーの判定・経済活動基準の判定・会社単位の合算課税の非課税所得などの根拠資料の詳細検討・受動的所得の判定の根拠資料など、踏み込んだ税務調査に移行している傾向にあります



税務調査に備え、申告書作成の準備段階から税務調査対応にいたるまで、十分な対応を実施することが重要

J-CFC税制に係る税務調査の状況②

- 年々増加傾向にある税務調査件数は2022年以降増加し、高止まりしていることからもJ-CFC税制に対する調査は、税務当局が重要視していることが伺えます

	令和元(2019)年 (2019年7月～2020年6月)	令和2(2020)年 (2020年7月～2021年6月)	令和3(2021)年 (2021年7月～2022年6月)	令和4(2022)年 (2022年7月～2023年6月)	令和5(2023)年 (2023年7月～2024年6月)
海外取引 調査件数 [件]	13,116 (83.8%)	4,569 (34.8%)	6,676 (146.1%)	10,394 (155.7%)	10,451 (100.7%)
J-CFC 非違件数 [件]	65 (91.5%)	37 (56.9%)	54 (145.9%)	107 (198.1%)	106 (99.1%)
申告漏れ 所得金額 [億円]	427 (431.9%)	92 (21.7%)	297 (321.4%)	406 (136.7%)	207 (51%)
1件当たり 非違所得金額 [億円]	6.6	2.5	5.5	3.8	2.0
					税務調査の指摘を 受けると多額の所得増加となる傾向あり

※事務年度=7月から6月までの期間、国税庁公表資料を加工

J-CFC税制のEYで実際に対応した税務調査事例

- 当法人で対応した事例(下記は主な事例)からも、踏み込んだ税務調査に移行しています

租税負担割合関連

- 非課税所得の金額について、現地法人税申告書の該当箇所について説明を求められた
- 非課税所得の記載がなかったため、租税負担割合が20%未満にならないか否かに関する質問を受けた
- 法定税率と租税負担割合に差異がある外国関係会社について、その理由が分かる資料の提出を求められた

ペーパーカンパニー 判定関連

- ペーパー・カンパニー該当性に関する判断資料(決算書類、申告書類、登記書類、事務所の賃貸借契約書等)の提出依頼があった
- 実体基準の充足状況を示す資料の提出を求められた
- 従業員数が0名の外国関係会社でペーパー・カンパニーではないと判定している外国関係会社について、その理由が分かる資料の提出を求められた

経済活動基準関連

- 外国関係会社の発注先との商流、取引先別売掛金・買掛金明細、関連者取引割合の計算資料の提出依頼があった
- 経済活動基準の該当性に関する判断資料(決算書類、申告書類、登記書類、事務所の賃貸借契約書等)の提出依頼があった
- 役員報酬の支払がない外国関係会社について、その支払がないことの詳細な理由について質問を受けた

会社単位の 合算課税関連

- 子会社から受ける配当等の額の内訳が分かる資料の提出を求められた
- 適用対象金額から控除される納付法人所得税の額について根拠資料の提出を求められた
- 子会社株式の譲渡取引について詳細な資料の提出を求められた

部分合算課税関連

- 海外子会社連結パッケージに計上されているその他の営業収益について内訳の提出及びそれぞれの項目についての受動的所得の該当性の判断理由に関する資料の提出を求められた
- 経済活動基準を満たす外国関係会社について、財務諸表より、Finance income、Finance costs、Interest income、Interest expense、Dividend income、Net foreign exchange gainが計上されている会社について、詳細が分かる資料の提出を求められた

EY審理戦略室の紹介

- ・ EY税理士法人は、多様化・複雑化する税務リスクへの対応支援をより強化するために、「EY審理戦略室」(室長: 原口 太一)を2023年7月1日付で設置しました。
- ・ 国税庁に勤務経験のあるメンバーのほか、弁護士、各特殊分野の税務専門家で構成しています。
- ・ EY審理戦略室では、税務アドバイスから税務争訟まで一貫したサポート提供が可能です。

EY審理戦略室の主要チームメンバー



原口 太一

EY税理士法人
パートナー
EY審理戦略室室長
Japan Tax
Controversy Leader



室 和良

EY税理士法人
EY審理戦略室室長補佐
アソシエートパートナー



佐藤 信祐

EY税理士法人
アソシエートパートナー



角田 伸広

EY税理士法人
特別顧問



秋元 秀仁

EY税理士法人
顧問



別所 徹弥

EY税理士法人
顧問



竹内 茂樹

EY税理士法人
シニアアドバイザー

EYは、「Building a better working world ~より良い社会の構築を目指して」をパーカス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革及び事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務及びトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくはey.com/ja_jp/people/ey-taxをご覧ください。

©2025 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。また、著作権に関して記事、写真、表、図面、グラフなど、本書で提供されるあらゆる形のコンテンツの一部または全部を著作権法第30条に規定する私的使用以外の目的で複製することはできません。

ey.com/ja_jp